

沼津市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市が発注する建設工事及び建設工事関連業務（以下「建設工事等」という。）の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事関連業務 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務をいう。
- (2) 事前審査型入札 制限付き一般競争入札に参加するための入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「事前型申請書」という。）及び入札参加資格審査資料（以下「資料」という。）により入札前に行い、入札参加資格を有すると認められた者による入札の結果に基づき、落札決定をする制限付き一般競争入札をいう。
- (3) 事後審査型入札 入札参加資格の審査を入札参加資格審査申請書（事後審査型）（第1号様式の2。以下「事後型申請書」という。）により入札前に行い、入札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した落札候補者（以下「第1順位の落札候補者」という。）から順に資料による審査を行い、適格である者を落札者として決定する制限付き一般競争入札をいう。
- (4) 低入札価格調査制度 低廉で良好な公共事業の施行を推進することを目的として、施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度をいう。
- (5) 最低制限価格制度 低廉で良好な公共事業の施行を推進することを目的として、施行令第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度をいう。
- (6) 失格基準価格 低入札価格調査制度を適用する建設工事で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判定するための数値的判断基準として設定した価格をいう。
- (7) 最低制限価格 最低制限価格制度を適用する建設工事等で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判定するための数値的判断基準として設定した価格をいう。
- (8) 落札候補者 事後審査型入札において、低入札価格調査制度を適用する建設工事にあつては失格基準価格以上の価格で入札した者を、最低制限価格制度を適用する建設工事等にあつては最低制限価格以上の価格で入札した者をいう。

(対象工事及び対象業務)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）及び建設工事関連業務（以下「対象業務」という。）は、沼津市建設業者指名委員会要綱（昭和44年訓令甲第8号）第1条の規定による沼津市建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が事前審査型入札と事後審査型入札に区分し、選定するものとする。

2 指名委員会は、対象工事及び対象業務を選定したときは、対象工事及び対象業務を執行する課長に、この旨を通知するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 沼津市が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（平成16年沼津市告示第24号）における建設工事又は建設工事関連業務の競争入札参加資格の認定を受けている者
- (3) 対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定による総合評定値が一定以上の者
- (4) 対象工事と同種の建設工事の施工実績又は対象業務と同種の建設工事関連業務の施行実績

がある者

- (5) 対象工事又は対象業務に配置を予定する建設業法第 26 条の規定による主任技術者、監理技術者等が適正である者
- (6) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でない者
- (7) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 6 月 30 日市長決裁。以下「入札参加停止等要綱」という。）に基づく入札参加停止を受けている期間中でない者
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でない者

（入札参加資格審査委員会）

第 5 条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査委員会（以下「資格委員会」という。）を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格審査資料作成説明会及び資料に関するヒアリングの実施の必要性の有 無
- (3) 入札参加資格の有無
- (4) その他必要と認める事項

2 資格委員会は、指名委員会がこれを兼ねるものとする。

（入札参加資格の設定）

第 6 条 財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）は、入札参加資格設定調書（第 2 号様式）を作成し、資格委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、資格委員会が決定するものとする。

（入札の公告等）

第 7 条 入札の公告は、沼津市契約規則（昭和 52 年沼津市規則第 21 号）第 6 条の規定に準じて行うものとする。

2 契約検査課長は、対象工事及び対象業務の入札執行に関する詳細な事項の説明書（以下「入札説明書」という。）を作成し、入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配付するものとする。

（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格審査資料の提出並びに受付）

第 8 条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を審査するため、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書及び資料を提出させるものとする。

(1) 事前審査型入札

入札参加希望者から事前型申請書及び資料を、入札の公告の日の翌日から起算して原則として 10 日以内に提出させるものとする。

(2) 事後審査型入札

ア 入札参加希望者から事後型申請書を、入札の公告の日の翌日から起算して原則として 7 日以内に提出させるものとする。

イ 第 1 順位の落札候補者が決定した場合には、直ちに当該候補者に落札候補者決定通知書（第 3 号様式）を送付し、当該通知書の通知日の翌日から起算して 2 日（沼津市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を除く。）以内に資料を提出させるものとする。第 2 順位以降の落札候補者に資料を提出させる場合も同様とする。

2 前項の規定により提出する資料は、次のとおりとする。

- (1) 同種工事の施工実績（第 4 号様式）
- (2) 同種業務の施行実績（第 4 号様式の 2）
- (3) 配置予定技術者等の資格・工事（業務）経験（第 5 号様式）
- (4) 許可等の状況（第 6 号様式）
- (5) その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、財務部契約検査課で受け付けるものとする。

4 提出された申請書及び資料（以下この項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

(事前審査型入札の入札参加資格の審査)

第9条 事前審査型入札の対象工事及び対象業務につき、前条第1項第1号の規定により事前型申請書及び資料が提出されたときは、契約検査課長は、当該事前型申請書及び資料に基づき、入札参加資格審査申請者一覧表(第7号様式。以下「申請者一覧表」という。)を作成し、資格委員会に提出するものとする。

2 対象工事及び対象業務を執行する課長は、申請者一覧表に意見を付して、資格委員会に提出するものとする。

3 資格委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての審査を行い、その結果を契約検査課長に通知するものとする。

4 市長は、前3項の規定により入札参加資格の有無についての審査を行ったときは、その結果を入札参加資格審査結果通知書(第8号様式)により入札参加希望者に通知するものとする。

(事後審査型入札の入札参加資格の審査)

第10条 事後審査型入札の対象工事及び対象業務につき、第8条第1項第2号アの規定により事後型申請書が提出されたときは、第5条の規定にかかわらず契約検査課長が、当該事後型申請書に基づき入札参加資格の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査を行ったときは、その結果を入札参加資格審査結果通知書により入札参加希望者に通知するものとする。

第11条 事後審査型入札の対象工事及び対象業務につき、落札候補者が決定し、第8条第1項第2号イの規定により資料が提出されたときは、第5条の規定にかかわらず契約検査課長が、当該資料に基づき入札参加資格の審査を行うものとする。

2 前項の審査は、第1順位の落札候補者についてのみ行うものとする。ただし、第1順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、第2順位以降の落札候補者の入札参加資格を順次審査するものとする。

3 前2項の規定による審査は、契約検査課長が作成する申請者一覧表に、対象工事及び対象業務を執行する課長の意見を付して行うものとする。

4 契約検査課長は、第1項及び第2項の規定による審査において疑義が生じた場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の申請者一覧表を資格委員会に提出するものとする。

5 資格委員会は、前項の規定により提出された申請者一覧表に基づき、入札参加資格の有無について審査を行い、その結果を契約検査課長に通知するものとする。

6 市長は、前各項の規定による審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた者に対し、入札参加資格不適合通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第12条 第9条又は前条の規定による審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、市長に説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、原則として、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、第9条第4項、第10条第2項又は前条第6項の決定による通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。

(設計図書の閲覧)

第13条 設計書、仕様書、図面等の設計図書は、希望する者に市長が指定する場所において閲覧に供する。

(現場説明会)

第14条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から第9条第4項又は第10条第2項の通知の日までの間に定めるものとする。

(入札保証金)

第15条 入札保証金は、免除するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第 16 条 契約検査課長は、対象工事の第 1 回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書（第 10 号様式）の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第 17 条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札心得、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、建設業法に基づく営業停止の処分又は入札参加停止等要綱に基づく入札参加停止措置を受け、入札時点において営業停止又は入札参加停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第 18 条 契約検査課長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに入札結果等を公開するものとする。

2 前項の規定による公開は、入札結果等一覧表（第 11 号様式）を作成の上、閲覧方式により行うものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第 19 条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の審査に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(現行規程の効力)

第 20 条 この要綱に特定の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

付 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。